

平成29年第2回

荒川区教育委員会定例会

平成29年1月27日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第2回定例会

1 日 時	平成29年1月27日	午後2時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 池 寛 治 小 林 敦 子 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員	坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 複 合 施 設 準 備 室 長 複 合 施 設 準 備 担 当 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記	阿 部 忠 資 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 相 川 隆 史 小 山 勉 北 村 美 紀 子 堀 裕 美 子 菊 池 秀 幸 田 窪 和 美 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2号 平成29年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について

て

(2) 報告事項

- ア 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の一部改正に伴う規定整備について
- イ (仮称) 荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について
- ウ 第8回中学生「東京駅伝」大会について
- エ あらかわコミュニティカレッジ第7期生の募集について

(3) その他

委員長 平成29年第2回定例会を始めさせていただきます。

出席委員数を御報告申し上げます。本日4名出席でございます。

会議録の署名委員を、小池委員及び小林委員をお願いいたします。

10月28日開催の第20回定例会及び11月11日開催の第21回定例会の会議録につきまして、前回の定例会にて配付し、確認していただいております。

本日、特に委員からの御意見がなければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、承認いたします。また、11月25日開催の第22回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認して、何かお気づきの点がございましたら事務局まで御連絡ください。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項が1件、報告事項が4件です。

初めに、議案第2号「平成29年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第2号「平成29年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」御説明申し上げます。

提案理由でございます。平成28年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず教育に関する歳入、歳出の総括になります。歳入でございますが、予算額につきましては18億9,645万2,000円で、前年度比13億3,788万5,000円の増でございます。なお総務費といたしましては、1,020万1,000円を計上しております。

次に歳出でございます。歳出につきましては、84億5,100万円でございます。前年度比4億8,400万円の増となっております。また、総務費のうちの生涯学習費といたしましては、19億8,498万4,000円を計上しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目から11ページまでが予算説明書になってございますので、後ほど御覧いただければと思っております。

ホチキスどめの最後のところに12ページがございます。12ページにつきましては、一般会計予算（教育事務）の債務負担行為についてでございます。29年度の債務負担行為につきましては、尾久小学校の増築の設計委託が平成30年度の期間までの債務負担。それから蔵書管理システムにつきまして31年まで、備品の教育用コンピュータにつきまして

34年度までというのが債務負担になってございます。おのおのについて限度額を定めているものでございます。

続きまして13ページでございます。歳入、歳出予算の総括表をつくらせていただいております。29年度の歳入につきましては、国庫支出金では先導的な教育体制構築事業の関連に伴いまして、前年度と比較すると858万2,000円の減額になってございます。都支出金でございますが、特別支援教室設置完了等に伴いまして、同じく減額になってございます。

繰入金につきましては、小中学校の大規模改修に義務教育施設整備基金からの繰り入れを充てることになりました。7億5,200万円皆増になります。それから特別区債につきましては、学校の用地の取得及び小中学校の改修工事に充てるということで増になってございまして、総額では8億3,300万円、昨年と比較としては5億9,700万円の増となっております。

続きまして歳出でございます。歳出につきましては、大きなものとしてはデータセンターの移設完了等に伴いまして教育ネットワーク運営費の減がある一方、先ほどの歳入でもありました校地の拡張用地の取得や大規模改修の実施等によりまして、校舎整備費が増額になっているところでございます。

続きまして14ページでございます。14ページは荒川区全体の財政規模の推移でございます。平成29年度の荒川区一般会計予算額につきましては、951億2,000万円で、前年比1.9%の減でございます。財政規模としては減でございますが、教育費におきましては、先ほど申し上げたように84億5,100万円余りで、6.1%の増ということになってございます。

その次15ページ以降は、教育委員会の主要事業になってございます。たくさんありますので、かいつまんで幾つか御紹介させていただきたいと思っております。まず15ページでございます。「個性や能力を伸ばす教育を進める」という中で、(2)小学校における理科実験促進事業が340万円でございます。こちらは小学校において理科の実験等を充実させるため、実験の準備・片付けを行う補助員を配置して、児童の理科に対する興味・関心を高めるとともに、理科の学力向上等につなげるための予算でございます。

同じく(3)タブレットPCを活用した「あらかわ・スマート・スタディ」の実践でございます。予算額が1,215万2,000円でございます。こちらは、最新のデジタル教材を活用した学習の取り組みを区内のすべての小中学校で実施する予定になってございます。これによりまして、児童生徒の学習意欲や関心を高めて、主体性の育成を図りながら学力の定着につなげたいと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページになります。(8)特別支援教育の推進でございます。2億2,115万円でございます。特別支援教育につきましては、29年度から従来の情緒障がい等通級指導学級に「児童が通う」システムから、教員が「巡回し指導する」システムになります特別支援教室に移行するものでございます。

続きましてもう1ページおめくりいただきまして、少し飛びますが19ページになります。「教育環境の整備と拡充を図る」という部分で(25)小学校の通学路における防犯カメラ設置でございます。こちらについては都の補助金を使いまして、26年度から既に今年度までに各校5台の設置が終わってございますが、実は東京都の補助金の枠というか、学校1校当たり幾らという都の補助金体系でございますので、まだ使える部分がありますので、東京都と協議をいたしまして、各学校にさらに2台ずつ、計各学校7台という形で設置をするもので、1,792万1,000円でございます。

ただし、小学校のうち汐入東小学校につきましては、学区域内が実は無電柱化になっておりまして、防犯カメラをつける電柱がない関係で、今の5台分は校舎につけておりまして、これ以上はつけられないということなので、23校分で全部で46台、この予算で持っているところでございます。

そして最後になりますが、(27)タブレットPCを活用した学校教育の充実で5億8,788万4,000円でございます。29年度は、これまでの授業の実践を継続的に検討しつつ、ICを活用したプログラミング教育などの新たな教育活動を充実させるための予算でございます。

甚だ雑駁ではございますが、予算関係の件としては以上でございます。

なお、資料といたしましては22ページ以降に事業ごとの27~29年の3カ年の予算額、それと右側から二つ目になりますが、29年と前年度28年度の増減比較を載せさせていただいております。なお、増減比較で100万以上あるものについては主な増減理由という形で、さらに一番右にその増減理由についても記載させていただいております。後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

平成29年度荒川区一般会計のうちの、教育事務について御説明いただきました。28年度はたくさん学校訪問したり、また研究会に参加したり、またはこの教育委員会の場におきましてたくさんの意見が出ていると思います。これが十分に予算に反映されているかどうかも含めまして、御意見をいただきたいと思います。どなたか、御意見ございますでしょうか。

小池委員 質問よろしいですか。

歳入の、頭のページと13ページにありますけれども、大きく異なっていることとしては、繰入金の7億5,200万円というのが大きいですね。それから特別区債、これも結構な伸びになっております。

歳出については、総務費がかなり大幅な減になっていますが、これの理由というか、中身について御説明いただけますでしょうか。

教育施設課長 ただいまの御質問ですけれども、繰入金や区債につきましては、実際には財政当局で調整しているわけでございますけれども、そのもととなる学校教育施設等の整備に関する歳出の予算が膨らんだということでございます。

この学校教育施設等の整備事業には、空調とか耐震化などいろいろな工事がありますけれども、来年度は特に用地取得費というのが今までなかった部分で、約4億円計上しております。そのために整備費自体が億単位で上がったものでございます。それに伴って歳入も増やしております。

用地取得につきましては、尾久小学校の校門の前の土地が来年度、買えるように進んでおり、こちらが158平米を取得する予定でございます。また第四峡田小学校におきましても、今まで借地で借りていた部分があり、その借地1,600平米、校庭の半分近くなのですけれども、そちらを購入する予定で考えております。

また第三日暮里小学校につきましては、道路に出るための通用門の横の土地100平米も購入する予定になってございまして、合わせますと約4億円、用地取得費だけで29年度の予定をさせていただいております。そのために歳入を、教育費として、繰入金等で確保しているところでございます。

小池委員 特別区債はどのようなのですか。

教育長 説明が不十分で申しわけございません。教育費として学校用地を購入したり、学校施設を建設するときには、所管としてはこの用地を買いたい、若しくは、ぜひこの学校の大規模改修をしたいということで、これだけ費用がかかりますということで予算要求をします。

予算要求をして財政当局で認めたときに、財源をどこに求めるのかというときに、当然来年度の歳入を予定している区税収入とか、財政調整交付金を充てるということになりますけれども、それだけでは足りない場合には、区として将来にわたって財産となるものについては区債ということで、借金といいますかそれを起こして必要な経費に充てるという形になります。教育委員会として、学校用地を購入したり、建物を改修するとき、財源はどれかというのを決定するわけではないのですけれども、実際に予算案の編成については歳入と歳出とが同じ金額でないといけませんので、歳入財源の工面先として区の債権を起こしたり、

基金からの繰り入れをしたりとかいうことで、必要な予算の金額を確保するという形になっています。

そういった意味では、今回この学校教育に必要な資金については、基金からの繰り入れと区債をかなり大きく充てるということになっております。だからと言って、決して区の財政がピンチになっているということではありません。財政当局の歳入の財源の目的がこうなっているということです。

教育施設課長 もう1件よろしいですか。区債が8億3,300万円となっておりますが、先ほど用地取得4億円と言いましたが、そのほかに工事費で約4億数千万円ございます。これはどんな工事かと申しますと、尾久第六小学校のトイレ、水飲み場の改修工事とか、第四中学校、第五中学校で外壁工事がございます。こちらが1件当たり1億3,000万~4,000万円かかります。

そのほか原中学校で空調機が経年劣化で大分傷んでおりまして、こちらも8,000万円ぐらいかかります。そのような大きな工事が4件ございまして、それらを合わせると8億3,300万円の区債になると考えてございます。

以上です。

複合施設準備室長 総務費の減につきましては、ゆいの森あらかわの工事費というところが一番大きく、さらに、文学館の展示委託の支払い等で35億円程度、ここで減になっているというものがございます。

生涯学習課長 加えて、ふるさと文化館の郷土学習室を伝統工芸ギャラリーに整備するに当たりまして、28年度整備設計ということで約2,000万円弱の予算を計上していたのですが、2,000万円弱の整備費用予算が減っているということでございます。

その運営する前の整備費用ということで、20ページにギャラリーの運営ということで今回240万円を29年度に載せております。

小池委員 ということは、主として用地取得、それから工事費約8億円。それを繰入金と特別区債に振り分けたという感じなのですね。その分の歳入増が、歳出の方ではどこに反映されているのですか。歳入と歳出が、結果的には合わないといけないから。

教育施設課長 歳出の方では、主に学校施設整備費でございますけれども、こちらは小学校費、中学校費、幼稚園費にあります校舎整備費、園舎整備費の中に入っております。こちらは小学校の校舎整備費が一番大きいところでございますが、こちらと中学校の校舎整備費、こちらの大きいところに工事費等が入っております。

小林委員 来年度の前案の15ページからの教育委員会の主要事業を見せていただいているのですが、大変バランスのとれている主要事業であり、前案であると思えました。

荒川区は、「教育の荒川」ということで、非常に注目されている自治体ですが、主要事業をきちんと受け継ぎつつ、必要に応じて新しい施策・事業を入れているところは評価できると思います。

例えば15ページの「学校パワーアップ事業」ですが、これは全国的にも注目されています。また、5番目の「国語力の向上」も、「調べる学習コンクール」であるとか「小論文コンテスト」など、全国的に見ても健闘している取り組みです。

16ページに行くと、7番目のワールドスクールで、これは中学校も含めるようになりまして、発展が期待される事業です。10番目の「幼児期からの芸術教育の充実」も、これは東京藝術大学とのコラボであり、幼児教育の世界では注目される取り組みであると思います。

11番目の学校図書館の整備に関して、荒川区の学校図書館は、全国的にも注目されている自治体ですので、これもまた素晴らしいですね。18ページに参りますと、「防災ジュニアリーダーの育成」がありますが、このあたりも重要だと思います。

ところで、今、課長から御説明があった15ページの2番目の「小学校における理科実験促進事業」、これは新規ということでしょうか。理科教育は全科の教員ですとなかなか指導が難しいというところがございますので、その意味で理科の学力向上のために補助員を配置するというのは良いことだと思っています。

また、これは補助員ということで、あくまでも理科の専科ではないということなのですか。
指導室長 これは実験補助員でございます、小学校に配置する予定でございます。

小学校は24校ございますが、都の施策でチームティーチングを実施している学校を除き、残りの20校に補助員を配置するというものでございます。1校につき1日4時間、25回配置しまして、特に5年生、6年生の実験補助ということで、準備や片づけも含めて補助をする予定でございます。

財源でございますが、国が3分の1、東京都が3分の1、荒川区が3分の1という事業でございます。このような形で来年度から進めさせていただければと思っているところでございます。

小林委員 今後の予定として、理科の専科を積極的に導入するといったことは、どうなのですか。

指導室長 やはり教員の定数が決まっているものでございますので、そういう意味では定数の中でどの教科を専科にするか、学校の中で考えているところでございます。

特に今は、図工とか音楽が専科のところは多いのでございますけれども、東京都の事業の中で、理科のチームティーチングなどをまだ継続してございますので、現在も積極的に応募している状況でございます。

小林委員 ありがとうございます。もう1点、18ページ「魅力ある教師を育てる」というところで、(18)新たな区独自の教員研修というものがあまして、これも非常に注目できます。

教員研修は当然大切ですが、その場合になるべく先生方の自発性を重視しながら教員研修ができるといいという気がするのです。上からということではなく、例えば講師を呼ぶ場合にも、なるべく先生方の御意見を伺う形で研修ができるといいですね。

指導室長 ありがとうございます。初任者研修などは法定研修でございますので、その部分にはそれに応じて進めてございます。ここにあります4年次研修は荒川区独自のものですので、先生方のニーズにあった研修をぜひ進めていきたいと考えているところでございます。

委員長 15ページ以降のところ、大変によく書けていると思います。学校パワーアップ、理科、タブレット、それからいつも教育委員会で問題になっています国語力の向上、読解力の向上。これに対しても反映していると思います。

もう一つは、英語教育に力を入れてワールドスクールにこれだけ予算をいただいています。さらに、図書館は十分に予算が組まれておりますが、オリンピック・パラリンピック、これに対して56万円と、これはちょっと少ないような感じがするのですが。

それから不登校ゼロプロジェクトがそれに比べて随分多いのですが、これは新しいプロジェクトがいじめの問題を含めてあるのかと思いますが、この2点が離れ過ぎているという感じなのですが。

指導室長 ありがとうございます。

オリンピック・パラリンピック理解事業、ここに関しましては荒川区独自でやっている施策を挙げさせていただいております。そのほかに東京都の補助を受けまして、1校30万円でオリンピック・パラリンピック事業を、幼稚園も含めて荒川区43校で実施してございます。

さらに、特に障がい者理解ということで講演会などを実施いただくための予算を特別につけておりまして、それがここにございます56万円でございます。1年間に5校から6校実施して、オリンピックまでにすべての学校で障がい者理解教育の講演会などが実施できるような予算配置で現在進めているところでございます。

教育長 委員長が今御質問いただいたように、この56万円で全部やっているわけではなく、東京都から直接各学校にお金があるので、それは区の予算に出ないのです。

1校当たり30万円が直接学校に入っていますので、それを工夫しながら、若しくは学校によってはパワーアップのお金を使って、オリンピックやパラリンピックを招いたりという

こともやっています。そういった意味では、かなり各学校で工夫しているいろいろな事業を実施しています。

委員長 潤沢にあるわけですね。わかりました。

教育長 次に、不登校ゼロプロジェクトについて説明してください。

指導室長 不登校ゼロプロジェクトでございますが、荒川区は区の心理相談員を13名、区のスクールソーシャルワーカーを4名雇用してございまして、東京都のスクールカウンセラーと同様に各学校を巡回して、子どもたちの心の悩みに対応してございます。

特にスクールソーシャルワーカーは、家庭と連携をとりながら、さまざまな機関とつなげる役目でございますので、その部分でこの費用を使わせていただき、推進しているところでございます。

教育長 ほぼ人件費です。

委員長 そうですね、わかりました。

あともう一つ、僕がわからないところを質問していいですか。

東京都の今度の知事の予算が議会に通るかどうかわかりませんが、ゼロ歳児保育、ベビーシッターのこと、それから教育に対して非常に重視しています。また、私立高校の無償化という問題もありますが、それらの点について織り込みはないのですか。今後の問題なのですか。

教育長 実は先日、東京都の教育庁と意見交換会がありました。小池知事が来年度の都の予算案を発表した中で重点的に説明されていたのが、今おっしゃるような待機児童対策ということですが、保育園の整備ですとか保育士の処遇改善、あるいはまたベビーシッターの活用等については、今後区におりてくると思いますが、荒川区では教育費ではなく子育て支援部が行っていますので、そちらで対応することになるかと思えます。

また、私立高校の授業料の補助というか、基本的に授業料を免除するという取り組みについては高校ですので、私立高校への補助になるのか、東京都が直接保護者に対する支援ということで支出するのはわかりませんが、東京都が直接アプローチしていくと思っております。

区市町村に関係するところでは、このオリンピック・パラリンピックのさらなる充実とか、貧困防止のための取り組み、そしてまた、学力向上対策ということで東京都は力を入れているという説明がありましたので、先ほど委員長がおっしゃったように、東京都の予算案が可決されれば、新たな補助メニューとして区市町村に対して説明がくるのではないかと考えてございます。

委員長 理解できました。ありがとうございました。

そのほか、ございますか。

小池委員 なかなかよく書けていると思うし、重要な問題点というのはほとんど網羅されているのではないかと思いますけれども、特にワールドスクールは極めて効果的で、ぜひ継続・増強していただきたい。

それから13番目「オリンピック・パラリンピック理解事業」とありますけれども、現在私が見るところでは財源の問題というよりも、オリンピック憲章の第1章には「スポーツの祭典であるとともに芸術の祭典である」ということがうたわれているわけです。ロンドンオリンピックのときには、極めて大規模なことが行われた。ところが都においても、それから全国の組織委員会についても準備がほとんどなされていないというか、今のところネグレクトされて、みんな仕様がなからパラリンピックの方に目を向けようという感じになっているのではないかと思います。この点について荒川区として何ができるかということは限られているし、時間もあまりないような感じがするのです。

それから、この中で極めて重要なのは18番目の「新たな区独自の教員研修」。この前ある教員研修の発表会に行ったのですけれども、ここはぜひ力を入れていただきたい。小学校・中学校の教育というのは、教師の全人格を子どもたちは受け入れるのです。そういう意味では、魅力ある教師を育てるということは強調してもし過ぎることはないのではないかと思います。という感じがします。

それから、27番のタブレットPCについて。各自に1個いっていますけれども、あとソフトの開発と、それを指導する教師、何を使えるかということの教師の教育というのを忘れずにやっていただきたい。

しかし、全体的には極めてよくできているという印象を持ちました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今、三つの質問があると思いますが、お願いします。

指導室長 初めにいただきましたオリンピック・パラリンピック理解事業の部分でございます。今、荒川区の中では、図書館やタブレットを使って調べる学習を重点で進めてございまして、その中でオリンピックに関しては、オリンピックの意義や他国の文化・芸術も含めながら、調べる学習の中で進めているところでございます。今、委員から御指摘いただいたことを含めまして、今後ともしっかり検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、「新たな区独自の教員研修」の中で、教員の研修は非常に重要だと思っております。そして、このような形のものの研修のほかに、荒川区教育委員会として、大体50種類の研修を1年間で進めてございます。一つの研修が1回のものであれば、3回のものであれば、

5回のももあるということで、年間150本以上の研修をそれぞれの職層に合った教員に実施しているところでございます。小池委員が今お話いただいた教員の指導力アップ、授業力アップは喫緊の課題だと考えてございます。

それから、最後のタブレットPCを活用したものでございます。タブレットPCを活用して、現在企業と連携した研修を夏休みに実施していたところでございます。今後は、タブレットPCの中に算数等の繰り返し学習ができるようなソフトなども入れまして、荒川区教育研究会等で研修をしてもらいながら、効果的に学校の中で活用できればと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。3点について御説明いただきました。

小林委員 研修ということでいうと、現在の先生方は非常に多忙な状態ですので、あまり負担にならない、むしろ先生方の気を楽しんでもらうことが大切かもしれません。教師はどうしても孤立しがちな部分がありますので、自分だけではなく仲間がいる、そういったことを感じられる研修であったり、あるいはモチベーションを上げるための研修ができるといいと思います。その点御指導をよろしくお願いいたします。

指導室長 ありがとうございます。今、小林委員がお話しいただいたように、できるだけグループ研修などを取り入れながら、仲間づくりということができて、いざというときに相談できる仲間ができればということも考えながら進めさせていただいております。そのような御意見をいただきながら、意義のある研修をしっかりと進めていけたらと思っております。

委員長 そのほか、ございますか。

では、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

では、ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第2号について意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第2号について異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第2号「平成29年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答いたします。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』等の一部改正に伴う規定整備について」、御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、「『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』等の一部改正に伴う規定整備について」、御説明申し上げます。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、育児・介護休業法と申しますが、その法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、職員の育児・介護支援に係る規定を整備するため、関係条例の改正を行うものでございます。

内容でございます。1番目「趣旨」でございますが、育児・介護休業法及び地方育休法の改正に伴いまして職員の育児・介護支援等に係る規定を整備するため、関係条例は3条例でございますが、改正を行います。

2番目「改正の内容」でございますが、大きく二つございます。一つ目は介護支援に関する規定でございます。そのうちの1点目が勤務時間の短縮措置、いわゆる介護時間というものをご導入する予定でございます。こちらについては、1日につき2時間を上限に導入することになってございます。それから介護を行ったものにつきまして、時間外勤務の免除規定を新設するものでございます。2点目は育児支援に関する規定でございます。こちらは育児休養等に係る子の範囲の拡大でございます。具体的には、新たに特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるという内容になってございます。

3番目「改正する条例」でございます。(1)介護支援に関する規定につきましては、一般の職員については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正して適用するものでございます。それから幼稚園教育職員につきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例がありますので、こちらを改正するものでございます。

(2)育児支援に関する規定につきましては、幼稚園教育職員、それから区の職員につきましても同一の内容の条例で網羅してございますので、3番目としての職員の育児休業等に関する条例を改正する予定でございます。

施行日につきましては公布の日を予定しておりまして、今後29年2月会議に議案を提出する予定になってございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。これは今、社会問題になっていると思いますが、何か質問はございますか。

教育総務課長 こちらは国の法律改正によりまして、本来なら1月1日から施行しなければいけないのですけれども、国の法改正が今年の12月ぎりぎりだったものですから、条例の改

正時期は定例会のタイミングに合わせますので、私ども荒川区では一部おくれて、今回条例改正をして施行する予定になっています。

今回の法律につきましては、公務員だけではなく、民間事業者についてもすべて網羅してございますので、民間においても同様の改正が基本的には行われていると考えているところでございます。

委員長 わかりました。

教育長 今、事務局に確認したところですが、教育委員会、幼稚園教育職員の勤務時間に関する条例も変えなくてはいけないので、教育委員会に意見聴取がある予定になってございますけれども、先ほど教育総務課長から御説明しましたように、条文の案文が決定していないので、時期によっては文書付議をさせていただくことになるかもしれません。

内容については、ただいま教育総務課長が説明したとおりでございまして、職員の介護や育児を支援していこうという国の法律にのっとり、荒川区立の幼稚園に勤務する職員にも適用していこうというシステムでございます。

委員長 ありがとうございます。どなたか質問ございますか。

教育総務課長 今は休暇は半日単位か1日単位しかないものが、2時間まで介護休暇という形で取れることになってございます。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。質問がなければ終わらせていただきます。

では次に、これも今、大変な問題でございます。十分に意見をお願いいたします。「(仮称)荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について」御説明をお願いいたします。

教育総務課長 仮称でございしますが、「荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。こちらは平成25年に議員立法で成立いたしました「いじめ問題防止対策推進法」という法律がありまして、その法律の規定に基づきまして、荒川区におけるいじめ防止等に関する組織を設置するための条例の制定でございます。

経緯でございますが、先ほど申し上げたように25年に法が施行されまして、その趣旨にのっとりまして、荒川区におきましては平成27年3月に、「荒川区いじめ防止基本方針」を策定しております。同時に、同年の10月から要綱に基づきます教育委員会の「いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、学校、家庭、地域や関係諸機関との密接な連携を図りまして、いじめの防止等に取り組んできたところでございます。

そういう状況がありますが、いじめ問題につきましてはさまざまな事件が起きている状況、それから要綱ではなく条例を制定することで、区民の皆様幅広く区として取り組む姿勢を明らかにするという含めまして、今回条例の制定をさせていただく予定となっております。

ます。そのために今回条例化をするものでございます。なお、荒川区におけるいじめ防止基本指針の中における基本理念としては5点ほど記載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

今回の条例設置の内容ですけれども、主には先ほど申しました、今、既に要綱でありますいじめ問題対策連絡協議会を条例による設置に改めるものでございます。(1)でございますが、こちらにつきましてはいじめの防止等に関連する機関、団体の方に入らせていただきまして、いじめ防止等に対する対策の推進に関する事項、いじめ防止等に係る機関及び団体の連携に関する事項、その他いじめ防止等のための対策の推進事項を所掌事務といたします。

組織の人員につきましては、25人以内をもって組織することにしてございます。学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者という形で教育委員会の任命でございます。任期につきましては2年、再任することも可能としてございます。メンバーにつきましては、それ以外に学識経験者の方、それから民生児童委員の方、保護司の方、青少年委員の方々にも新たに入らせていただく予定でございます。

(2)がいじめ問題対策委員会、こちらは教育委員会の附属機関になりますが、区におけるいじめ防止等のための調査審議をすると同時に、法律の中で重大事態という規定がございまして、その重大事態が発生したときに事実関係を明確にするための調査を行うという、この二つを所掌事務としているものでございます。

具体的には裏面を御覧いただきたいと思いますが、法の28条第1項でございますが、「学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」というのが法の規定になってございまして、こちらの調査を行っていただく予定になってございます。

組織としては委員10人以内の組織を予定してございまして、学識経験者の方、それから法律、心理、医療などにかかわる方々の中から教育委員会が委嘱する予定でございます。任期は2年を予定しておりまして、再任することができるというものでございます。

(3)が、荒川区いじめ問題調査委員会、こちらは区長の附属機関という形になります。重大事態の発生を受けたとき、区長が必要に応じて調査をするための機関でございます。所掌事務としては、重大事態発生時における教育委員会・学校の対応その他の調査をして、答申する内容になってございます。

組織・人員につきましては、委員 10 人以内をもって組織いたします。構成につきましても、学識経験者、法律、心理、医療等の専門的な知識を有する者のうち、区長が委嘱する予定でございます。任期につきましては、区長が委嘱したときから再調査終了まででございます。

施行日につきましては平成 29 年 4 月 1 日を予定しておりまして、今後開催されます 2 月会議に条例を提案する予定でございます。

最後のところに、荒川区における組織のチャート図というものを設けさせていただきました。こちらを御覧いただきたいと思います。基本的には、平常時と重大事態発生時という書き方をしております。重大事態というのはどういうことかというのは、このチャート図の一番右下に重大事態の定義がございます。こちらは、先ほどのいじめ防止対策法の 28 条第 1 項に規定がございます、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。それから、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというのが、重大事態の定義になってございます。

平常時は、先ほど申しました連絡協議会が 25 人で年に数回協議会を開催して、さまざまな意見交換をして、防止対策、相談対策の協議、それから情報共有・連携を図るという内容になってございます。

それから真ん中がいじめ問題対策委員会、10 人以内でございまして、先ほど申し上げたように、通常時におきましてはいじめ防止対策を実効的に行うための調査検討、区からの諮問に対して調査検討、答申をするという形です。重大事態が発生した際には、その事実関係をはっきりするための調査を行う機関ということになってございます。

一番右が、区長部局が設置いたしますいじめ問題調査委員会でございます。こちらは教育委員会の附属機関でありますいじめ問題対策委員会の報告、それから教育委員会、学校等の対応全般に対して、その内容等が充分でないと判断したときに、区長が調査を行うための機関でございます。構成メンバーは記載のとおりになってございます。

こちらの法律につきましては、数年前に滋賀県の大津市で起きたいじめに関連して、当時の大津市の教育委員会の調査が不十分ではないかと御遺族からの申し出があり、それに対して当時の大津市長が謝罪した上で、市長の下に再度調査委員会を設置して、さまざまな調査をしたということがあって、それをベースにして衆議院・参議院ともに議員立法という形で法整備がされたものでございまして、当時は全く法的根拠がない中で、おのおの第三者委員会を設置して調査するというところで、国ではそのときの重大事件に鑑みて、法律できち

んと教育委員会の役割、それから教育委員会附属機関の役割、それから場合によっては区長部局における役割が必要だという判断をして、この法を制定したものだと聞いてございます。

この法に基づきまして、私どもの区でも今回条例を設置したもので、23区の状況を申しますと、東京都は既にこういう条例をつくりまして委員会を設けてございます。それから23区のうち、私どもが11区目に当たりますが、10区が既に条例等を制定いたしまして、このような委員会構成をつくって進めているということで、うちが今回議会に提案して通れば、11区目になると考えているところでございます。

なお、文部科学省と東京都教育委員会からは法律がありますので、その法律の規定に基づく附属機関は、なるべく各区市町村教育委員会も設置してほしいという要請等が毎年のように来ている状況でございまして、それらも含めまして、それから荒川区議会からも一般質問等で、今年も6月会議でもありましたらということも踏まえまして今回条例化をして、現在荒川区内では重大事態は発生していませんが、重大事態が発生したときに迅速に対応できるように組織を整えておこうということで、今回条例を提案するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ありがとうございます。いじめ防止対策推進法に係る荒川区の組織もチャート図に書いてありますが、協議会、それから委員会、調査委員会、それぞれの役目を御説明いただきました。

ただ今の説明について、御質問ありませんか。

小池委員 3点ほどあるのですけれども、第1点としては、今までは条例ではなく、教育委員会の活動の一環としてやってきたわけですね。それで今回は条例をつくって、それに対処する。条例を作成することについては、基本的に私は賛成です。

ただし、この三つの組織が並立することだってあり得るわけです。一つは荒川区いじめ問題対策連絡協議会。これは恒常的に行われる。それから荒川区いじめ問題対策委員会。さらに荒川区いじめ問題調査委員会という三つの組織があるけれども、それぞれの権限、恐らく対象になる事項は一つあるいは複数かもしれないけれども重なる。

そのときに、この三つの委員会というのが屋上屋を重ねるといふか、重複するような形になるのではないかというのが、ちょっと危惧するところです。それで、それぞれの委員会の権限と役割というのを一応書いてありますけれども、そういう問題というのは想定していないのかどうか。そこをお聞きしたいのが第1点。

第2点としては、重大事態というのは発生していないと思うのですけれども、現状というのはどうなのか。現状というとき、いじめの定義というのが左に書いてありますけれども、そのいじめの定義といつても、かなり主観的にもなり得るのです。被害者の立場で見ると

どうかということも含めて。そういう意味では現状の把握ということも、それに伴って結構難しい問題ではないかと思います。

それから現在までに行われてきた、この荒川区教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会というのは、実態として行われてきたというか、活動してきた実績というものがあれば、あるいはそれによって何か解決というか、図られていたのかどうか。その点について御説明いただければありがたいと思います。

教育総務課長 まず1点目の、重複感のところについて御説明申し上げたいと思います。まずいじめ問題対策連絡協議会は、平常時において設置されているものでございます。ここには先ほど申し上げましたが、実は小学校、中学校の校長先生方、それからPTAの役員の方々、児童相談所、子ども家庭支援センター、学識経験者の皆様、それから区内には3警察署がありますので、生活安全の担当の課長さんたち等が入って、現実には、これは既に要綱設置で27年10月から運用されています。中身については、後ほど指導室長が具体的に活動については説明していただけたと思います。それを、今回条例の設置を見直すという形で、あくまでも情報共有とか連携というのが目的でございます。

それと、防止体制や相談体制として複数の機関がかかわりますので、どんな形で共有していくのか、相談体制をとっていくのかという協議をするというのが連絡協議会の主目的でございますので、そこは他の機関と重ならないと思ってございます。

小池委員が御心配されているのは、二つ目のいじめ問題対策委員会と調査委員会だと思います。いじめ問題対策委員会は、基本的には平常時も置いてございます。それは、いじめ防止対策に対する実効的な内容について調査・検討いただくために置くというのが、まず1点目の趣旨でございます。2点目が、先ほど申し上げた重大事態が発生したときに、事実関係を明確にするための調査を行うという機関でございます。

実は、一番右の区長部局のいじめ問題の調査委員会につきましては、教育委員会が設置したいじめ問題対策委員会で報告した内容、それから、それを受けて当然教育委員会並びに学校が対応するさまざまな対応について区と区長が、内容が不十分だと。若干まだ、例えば調査が足りないのではないかとか、それからその対応だけで、本当にこの先いじめ問題がなくなるのかというようなことを判断した場合に、いじめ問題調査委員会に諮問をして、答申をお受けするという仕組みづくりになってございますので、ある意味では屋上屋を重ねる部分はありますが、あくまでも調査の不十分なところ、だから逆に言えば、私どもとしては教育委員会が設置する機関で、被害者の方も含めて納得いただけるようなしっかりとした調査ができれば、それは基本的には区長部局の方には行かないのではないかと。そういうことを

目指して、いじめ問題対策委員会の中でしっかりと調査をしていきたいと考えているところ
でございます。

指導室長 現状でございます。いじめの認知に関しましては、各学校、教員のアンテナが高くな
ってまいりまして、増えてきているところでございます。

小学校で申しますと、平成24年度が67件、25年度は94件と増えました。26年は
73件、27年は57件、25年度をピークにして、そこからは減少してきているところで
ございます。学校としてはいじめを早期発見して、そして子どもたちの苦しみをできるだけ
早く解消したいということで、解決に関しても重点的に進めてくれているところでございま
す。一定の解決を図っている学校が非常に多く、子どもたちの悩み、苦しみを少しでも早く
解決している状況が見られるところでございます。

あわせて中学校でございますが、24年度は18件、25年度は16件、26年度は
23件、27年度は37件。いじめの発見は、件数は多くなっているところでございますが、
これも一定の解決を図っているという回答が非常に多いところでございまして、荒川区とし
ては少しでも早く見つけて、そして解決をしていこうと、そのような方向で動いてございま
す。

続きまして、先ほどの協議会の中での内容でございますが、特に協議会の中ではそれぞれの
の代表の方から現状等の話をさせていただきながら、現在いじめというものをなくすのは学校
の教員、それから保護者、地域の方から言っても効果的ではあるけれども、それとともに子
ども同士がお互いにいじめに対して意識を持って活動していくことが大切だという御意見を
いただき、小学校では児童会、中学校では生徒会を使っていじめに関する取り組みをして
いこうということで進めてございます。

昨年度の協議会の中でそれが提案され、今年度1学期にございました委員会の中で具体的
な方策を考えて現在進めておりまして、3学期に実施する協議会の中では、その報告が受け
る予定で考えているところでございます。

以上でございます。

小林委員 条例を制定して、いじめ問題対策委員会であるとか、あるいはいじめ問題調査委員
会を設置していくのは、非常に重要なことです。いじめの問題は深刻ですし、それに対して
断固として1人1人の子どもを守る姿勢を打ち出すことは、とても大切です。

いじめとはいじめられる側の責任であるという認識も、かなりあると思うのです。そうで
はない、やはりいじめに対してきちんとした対応をとっていくのがとても重要ではないでし
ょうか。それとともに、いじめは子どもの貧困等にかかわる問題もあると思います。荒川区

の場合、子どもの貧困に関しても非常に力を入れておりますので、こういった形で、きちんとした組織を設置するのはとても重要です。

いじめの問題を考えるときに、今、室長から御説明があったのですが、なかなか親もわからない、教師もわからないというのが少なくないと思います。私自身は大学で教師をしまして、大学生を預かっている立場ですが、話を聞きますと、小中学校時代に大変ないじめに遭ったという例は時々あります。大変ないじめに遭ったのだけれども、自分は全く親には言わなかった。どうして親に言わなかったのかというと、親の前ではいい子でいたかった。親の前では幸せな自分を演じたかったと言っていて、やはりいじめというのはなかなか表立って出てこないところがございます。そのため、ネットワークを張りめぐらしながら、いじめ問題に関して全体で取り組んでいく姿勢を示すことが重要なのではないのでしょうか。

先ほどの室長の話の中で、少しでも早く発見して動くということなのですが、これはとても大事です。大学生の例でも、小学生のときのいじめをずっと引きずっているわけですので、少しでも早く動いて、対策できるような体制ができるといいですね。

以上です。

指導室長 ありがとうございます。今、小林委員からいただいた御意見をしっかりと踏まえて、学校に周知していきたいと思っているところでございます。

特に今、学校に話しているのは、周りにいて、いじめを見過ごしている子どもたち、それもいじめなのだという話をしてもらっています。本人ではなくても、気づいた子どもたちが教員に伝えたりすることによって、少しでも苦しんでいる子どもたちが救われると考えてございますので、今いただいた御意見をしっかりと伝えていきたいと思っております。

委員長 荒川区では先生方のアンテナが高くなって、早期発見し、早いうちから芽をつんで、いじめの件数は減少を示してもいるのですが、一定の解決が図られているということです。子どもたち同士で十分に話すことは当然ですが、先生方も情報を早く得、対応することが早期解決につながると思います。

なるべくそういうことが長く続くように、この重大事態発生時の調査委員会の開かれる機会がないように、みなさんで努力するようによろしくをお願いします。

一つだけ、質問です。構成人数が25人も協議会にいます。そして対策委員会・調査委員会が10人。この人数の構成というのは、どうなっているのでしょうか。

教育総務課長 実はこれは、条例で人数の上限を定めることになっております。

委員長 同じ人ではいけないのですか。

教育総務課長 いじめ問題対策連絡協議会と対策委員会は若干かぶる部分がありますが、あくまでも対策委員会と調査委員会は別の方がやらないと、そういう意味での再調査という、あまりこのことで再調査を使いたくないのですが、調査のし直しの意味がないと思っています。

人数については、最初から25人全部とか10人全員をとかは思っていなくて、例えばいじめ問題対策連絡協議会でしたら、今だと20人前後でスタートするのかなと。5人というのはいろいろな状況が考えられるので、いざとなったときにそこにかかわる詳しい方に新たに入れていただくに当たって条例で上限が決められてしまい、それを超えることができないので、そういう意味では少し余裕を持っています。

だから10人の委員会も、発足時は5～6人ぐらいでスタートかなと。状況に応じて、必要に応じて一番いい方を新たに任命して、委嘱して入っていただくということを考えてございます。

委員長 ありがとうございます。自薦・他薦はいいですね。

教育総務課長 もしいらっしゃれば。

委員長 ほかに何かございますか。

なければ続いて、第8回中学生「東京駅伝」大会についての御説明をお願いいたします。

指導室長 今年度、例年の中学生「東京駅伝」大会が2月5日日曜日に開かれます。

女子の部のスタートは10時でございます。男子の部のスタートが1時でございます。場所が味の素スタジアムでございます。例年と同じ場所でございます。

男子の部・女子の部とも、私立の学校も含めてすべての学校から代表が出てチームをつくったところでございます。昨年度以上の成績が残せればと考えているところございまして、荒川区教育委員会としても横断幕とのぼりを新調いたしまして、今年度頑張ってもらおうとしているところでございます。

結果につきましては、また御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。どなたか御質問はございますでしょうか。

頑張ってください。エールを送ります。

次に進みます。あらかわコミュニティカレッジの第7期生の募集につきまして、御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは御手元に、入学案内と「コミカレ！ ガイドブック2017」をお配りしております。

まず第7期生、4月からの新しい入学生の募集でございます。1ページを御覧いただきますと、あらかわまちづくりコース定員30名。これは昼間のコースで2年間の履修期間。

次にクリエイティブコース定員30名。夜間のコースでございます。これは1年間の履修期間でございます。

2ページは6期、今学んでいる方の2期目と一緒に1年間学ぶという方の、三つのコースの募集でございます。こちらは1年間の履修ということで10名、昼間のコースで募集しております。委員の皆様のお近くにそういう方がいらっしゃったら、ぜひ御案内いただければと思います。2月1日から募集して、3月末の締め切りとさせていただきます。

次にガイドブック2017でございますが、今活動している修了生等が地域で活動している例と修了生の感想、受講生のコミカレでの学びの感想等を取材形式で書いておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。

まずコミュニティカレッジはどんな学校なのかというところを皆さんに知っていただきたいということで、ガイドブックをつくってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。御質問はございますでしょうか。

小池委員 応募状況というのはどうですか。集めるのに大分苦労しておられますか。

生涯学習課長 やはり苦労しております。毎年30人まではいかなくて、区民の中には

60歳の方が2,000人くらい在住しており、その方にダイレクトメールを発送しまして、ぜひ定年後に学びませんかとか、地域にいて、もっと荒川区を知って、いろいろな活動になぎませんか、仲間と一緒に学びませんかということで周知したりしています。

それで申し込む方も5~6人いるので、そういうことも含めて、さまざまな方法を使って御案内をしているところです。少し苦労しております。

小池委員 頑張ってください。

生涯学習課長 また4月15日土曜日が入学式になりますので、教育委員の皆様に出席いただくように御案内を申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これは同窓会などはやっていますか。

生涯学習課長 やっています。

委員長 長く続いていますか。1期生も入っていますか。

生涯学習課長 1期生から5期生までが同窓会に加入して、今までの学びを振り返ったり、あとは地域活動を一緒に修了生が立ち上げていますので、地域活動をする団体が、このガイドブックにも掲載しておりますが、そういう方たちが荒川区を活性化しようとして、すごく貢献している姿が見受けられます。

小池委員 1期生で同窓会の会長をやっているのは、私の極めて親しい友人です。

生涯学習課長 脇田さんですね。講談会もやっていますので。

委員長 宣伝しないとだめですね。

生涯学習課長 もっと宣伝して、知っていただいて、入学していただけるような努力をしてまいります。

委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

予定しておりました事項は以上でございます。事務局より御連絡がありましたらお願いいたします。

教育総務課長 私から2件ほど。

本日御報告いたしました、先ほどの育児休業、介護休業等に係る規定の整備の部分、それから荒川区のいじめ問題対策の委員会等の設置に関する条例につきましては、2月の初めに意見聴取をさせていただき予定でございますので、委員会の開催日程等の兼ね合いがありまして、場合によっては文書ということもありますので、御承知いただければと思います。

もう1点、配付の資料でございますが、C・W・ニ科尔自然体験大賞の表彰式につきまして出欠の御連絡を事務局まで、後ほどで結構ですのでお願いしたいと思います。

なお、出席される場合には午後1時までには表彰式においでくださいということございまして、2月11日土曜日、サンパール荒川の小ホールと聞いてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

女優村松英子さんとニ科尔さんが対談するのですか。

生涯学習課長 村松英子さんはニ科尔さんとお友達のようなので、村松英子さんのお嬢様も女優さんで、ここにも出席いただけるように聞いております。

委員長 次のページに出ていますね。では、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

教育総務課長 ありません。

委員長 教育委員会第2回定例会を閉会といたします。

了